

規制対象建設作業

騒音関係	騒音規制法	条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機(もんけんを除く。) くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)		
びょう打機を使用する作業		
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		
バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業		
トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業		
ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業		
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		
コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパー・トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。)を用いる作業		
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		

- (注) 1 騒音規制法の種類の番号、及び については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものである場合は、規制対象から除外する。
- 2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。
また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。
- 3 びょう打ち機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。
ただし、インパクトレンチ等は対象外である。
- 4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

振動関係	振動規制法	条例
	種類の番号	種類の番号
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。) くい抜機(油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業		
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		
ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		

- (注) 1 アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。
- 2 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。